

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、次の点で反対をいたします。

今回の条例改正については、期末手当を、100分の5の0.05ヵ月分を引き上げし、総額で3万5,000円のアップとなりますが、すでに昨年の平成28年第4回12月定例議会において値上げをして改定していることでもあり、今回実施すれば、昨年に続き連続の値上げとなります。

そして住民である町民感情からしても、又、町の財政上の問題からしても、総合的に判断してやめるべきであります。

したがって、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、適切ではないので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。